

所得税及び復興特別所得税の確定申告が始まります

期間 **2月15日**～**3月15日**

～申告書の作成・提出は、**e-Tax**又は郵送で！～

※国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、確定申告書等が作成できます。

市県民税の申告を受け付けています。

所得税及び復興特別所得税の確定申告

■確定申告の必要な人

- ①農業所得・営業所得・不動産所得等がある人の場合
 - ・平成27年中の各種所得金額の合計額が所得控除の合計額を超える人
 - ②給与所得者の場合
 - ・給与の収入金額が2,000万円を超える人
 - ・年末調整済給与所得以外の合計所得が20万円を超える人
 - ③公的年金受給者の場合
 - ・公的年金収入が400万円を超える人
 - ・公的年金収入が400万円以下でそれ以外の所得が20万円を超える人
- ※但し、事業所得のある人は市県民税の申告が必要です。

■申告をすれば納めた所得税等が戻る場合がある人

- ①年の途中で退職した後、再就職していない人
- ②医療費で10万円を超える、又は所得の5%を超える金額を支払った人
- ③平成27年中に住宅ローンを使ってマイホーム等を取得した人
- ④寄付金控除の該当団体等に寄附をした人

厚狭税務署が開設する
申告会場等については
9頁をご覧ください。

市県民税申告

■市県民税申告の必要な人

- ①平成28年1月1日現在市内にお住まいの人。但し、次の人は除きます。
 - ・所得税等の確定申告をした人
 - ・収入が給与又は公的年金のみで、源泉徴収票の内容に変更のない人
 - ②主な給与と所得以外の収入がある人
 - ③年金収入以外の収入がある人
 - ④収入が給与又は公的年金のみであるが、各種控除を申告したい人
- 収入がない人でも申告は必要です**
- ⑤給与所得者等の被扶養者で、各種申請手続き等のため、所得課税証明書が必要な人
 - ⑥国保・後期高齢者医療保険・介護保険等の税・料及び負担の軽減を受けられる人

※但し、上記⑤⑥の該当の人は、申告期間中、申告が必要な同世帯の人に依頼されるか、期間外であっても5月末日までの早い時期に税務課・総合支所・出張所で市県民税の申告書を提出してください。

申告に必要な物

- ①印鑑、電卓、筆記用具、口座番号
- ②給与・公的年金等源泉徴収票
- ③事業等（農業・営業等・不動産）の収支内訳書及び記帳帳簿等関係書類
- ④満期保険金、返戻金、個人年金等の保険会社等支払証明書
- ⑤配当収入の源泉徴収票

各種控除

- ・配偶者・配偶者特別控除、扶養控除
扶養しようとする人の収入及び市外の人には住所の控除
- ・医療費控除
計算書、領収書等
- ・社会保険料控除
支払証明書、領収書
- ・生命保険料控除、地震保険料控除
支払証明書等
- ・住宅借入金等特別控除
控除初年度に必要な書類
- ・寄付金控除
該当団体への支払証明書、領収書
- ・その他 その他の控除の関係書類

お願い等（市の申告相談）

- ①所得税等の確定申告は白色申告者のみ対象です。
- ②事業等（農業・営業等・不動産）に係る収支内訳書は事前の作成にご協力をお願いします。なお、昨年までは事業収支内訳書を作成されておられる人は専用の受付を設けておりましたが、今回より一律に受付順とさせていただきますのでご協力おねがいします。
- ③農業で収支内訳書の事前作成が困難な人はJAの営農生活貯金取引通知書（年間集計表）、その他領収書をお持ちください。
- ④事業等の収支内訳書の作成のみ相談の人は、2月9日頃までに税務課へお問い合わせください。
- ⑤医療費控除を受けられる人は必ず事前に計算をお済ませください。

※申告相談日程表は、11～12頁に掲載しています。

問合せ先 税務課 ☎0837(52)5234
厚狭税務署 ☎0836(72)0180

申 告 相 談 日 程 表

美 祢 地 域

町名	相談日	受付対象地区名	相談会場
東・西厚保町 (山中地区を除く)	2月15日 月	奥畑、金山、僧都、岩ヶ河内、持田、大向上・下、江の河原、小杉	厚保公民館
	2月16日 火 18時まで受付	植松1区・2区、柳井川、熊の倉1区・2区、熊の倉、杵ヶ瀬、坂本1区・2区、千歳、大村、土器、本郷東・西、本久、沓野1区・2区 16時までに来場困難な東・西厚保町の人(山中地区を除く)	
	2月17日 水	梅香、中原、原、大日、駒ヶ坪、深土、長尾、平沼田	
伊佐町	2月18日 木	枌田、二神、上・下上野、矢口、空河内、上・下杉谷、上・下曾原、河本、古町、奥河原、正法寺、畜産試験場公舎、小林、森時住宅	伊佐公民館
	2月19日 金	椎木畑、上・下内川、内川団地、広下、権坊、東・中・西丸山、江藤区、野崎、興産住宅、北川、北川荘、万倉地団地、第1・第2万倉地、牛明、上・下南横町	
	2月22日 月 18時まで受付	通り山、河原町、上町社宅、上町、東町、日の出町、恵比須町、北横町、本町、新町、中市、西本町、稻荷町、上田町、下田町、徳定、桜ヶ丘、促進住宅 16時までに来場困難な伊佐町の人	
	2月23日 火	南原、東中峠、岩奥、広信、引塚、上・下堀越、堂下、根越、上・中・下万倉地	
於福町	2月24日 水	榎田、平国木、宮の前、砂地、西畑、台、大嶺町石入	於福公民館
	2月25日 木 18時まで受付	小杉、金山1区・2区、駅前、緑ヶ丘 16時までに来場困難な於福町の人	
	2月26日 金	入水、東中村、荻原、立石、古屋、西寺、竜現地、みのり園	
	2月29日 月	神柳、岡田、宗済、神田、栗ヶ原、平野、上田代、下田代、大明、横道	
豊田前町	3月1日 火 18時まで受付	1区、2区、3区、4区の1、4区の2、5区 16時までに来場困難な豊田前町の人	豊田前公民館
	3月2日 水	6区、7区、8区、9区、10区、11区、12区、13区、14区の1 大嶺町桃ノ木上・下、三ツ杉	
大嶺町 美祢地域全域	3月3日 木	国行町、国行東・西 東厚保町山ヶ峠、長谷、上中村、中村、天子、西の浴、横坂上・下	市民会館
	3月4日 金 18時まで受付	坪美、長ヶ坪、向原、向原団地、曾根住宅、曾根上・中・下 16時までに来場困難な大嶺町・東厚保町山中地区の人	
	3月6日 日	堤、工業高校住宅、上嶺、下嶺東・西、下嶺住宅1区～5区	
	3月7日 月	中村上・下、中村原団地、宗高、池尻台、池尻台1区、サン・コーポラス大嶺駅前通、吉則町上1区～3区、吉則町中・下、前川通	
	3月8日 火 18時まで受付	吉則上・下、吉則台、日永、日永住宅、伊佐町下村上・下、幸嶺園 16時までに来場困難な美祢地域の人	
	3月9日 水	上嶺住宅、中村住宅、東渋倉、東渋倉団地、来福台1～8丁目、稗田、筈畑、相行、常森上・下、麦川町上・下、上麦川	
	3月10日 木 18時まで受付	白岩、藤ヶ河内、桑原、荒川1区・2区、平原坂、平原 16時までに来場困難な美祢地域の人	
	3月11日 金	吉友、助行、河内、入見北、入見久保、重安、羽永、真木、森中社宅、下山瀬、重安石灰	
	3月13日 日	美祢市全域(割当日に来場困難な人)	
	3月14日 月 18時まで受付	山崎上・下、利宗上・下、里山瀬、奥山瀬、西渋倉、渋倉団地、老人ホーム、祖父ヶ瀬上・下、滝口 16時までに来場困難な美祢地域の人	
3月15日 火	祖母ヶ河内、七田、四郎ヶ原上・下、杉原、中村、嘉木、草井川、奥畑		